

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人太養保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法改正に伴う手続について、一部不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理に当たられたい。
- ・ 会計面について、前回の指導監査における指摘事項で改善されていない事項や不備が見受けられたので、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するようにする。</p>
2	<p>役員等の報酬、費用弁償に関する規定について、平成29年6月30日の評議員会で決議され、平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、役員等の報酬、費用弁償に関する規定は評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、定款第10条)</p>	<p>役員等の報酬、費用弁償に関する規定を評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正する。</p>
3	<p>貸借対照表の純資産の部の当年度末にその他の積立金が記載されているが、その他の積立金勘定は大区分の科目で</p>	<p>指導に従い、積立の目的を示す名称を付した科目を記載し、勘定科目名と金額を一致させることとする。</p>

	<p>あり、中区分として積立の目的を示す名称を付した科目で記載することとなっている。</p> <p>なお、積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てることとなっているが、差額があった。</p> <p>については、その他の固定資産の部に計上して目的とする資産名を記載し、純資産の部に積立資産に対応する積立金を計上して、積立の目的を示す名称を付した科目を記載し、勘定科目名と金額を一致させること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (運用上の取扱い 19)</p>	
4	<p>固定資産管理台帳について、器具及び備品の期末帳簿価額が貸借対照表の当年度末と一致していなかった。</p> <p>以前に破棄したエアコンを台帳に計上したままであったためである。</p> <p>また、当該台帳にその他の固定資産の土地及び権利を記載していなかった。</p> <p>については、固定資産管理台帳の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項 27)</p>	<p>固定資産管理台帳を整理し、修正した。</p>